

ガス系消火設備 容器弁点検の義務化



対応方法

容器弁は、構造や形状がさまざまなもので、現地での点検が困難です。工場に貯蔵容器ごと持ち帰り、点検・交換をします。点検中は代替容器を設置します。

当社では、点検期間の短縮と消火設備をより長く安心してお使いいただくために、**貯蔵容器ごと新品への交換**をおすすめしています。

点検基準の改正

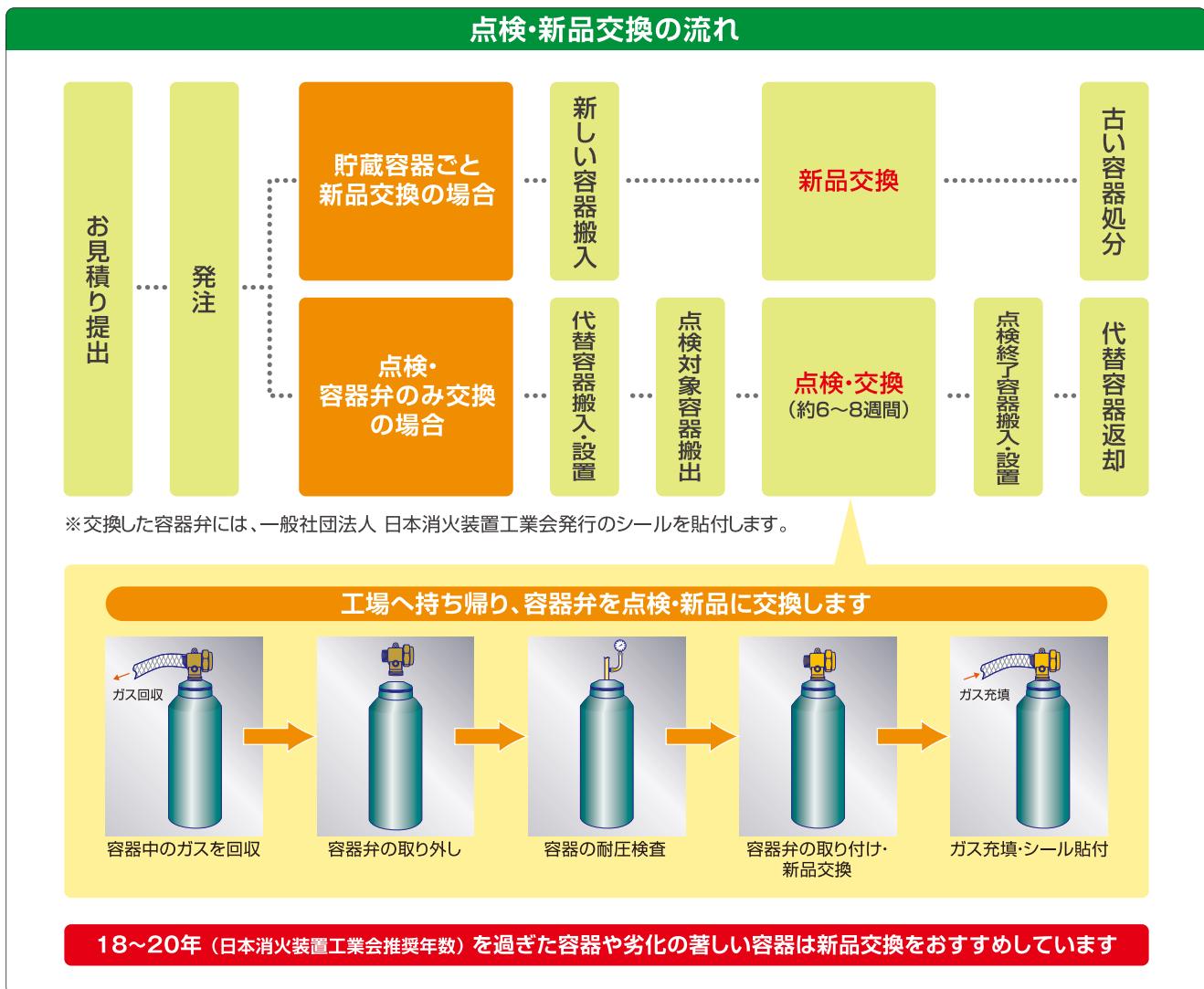
消防設備等の容器弁の点検基準が平成25年11月26日に改正され、**法的に点検の実施が義務づけられました。**(消防庁告示第19号)

改正後の点検期限

二酸化炭素消火設備	ハロゲン化物、粉末、不活性ガス消火設備等
設置後 25年 まで	設置後 30年 まで

点検期限に沿った計画的な点検の実施が必要です。

点検する理由とは?	点検の内容とは?	該当する設備とは?
<ul style="list-style-type: none">①経年劣化による誤放出事故防止のため②不作動防止のため	<ul style="list-style-type: none">①外観点検②構造・形状・寸法点検③耐圧点検④気密点検⑤安全装置等作動点検⑥表示点検	<ul style="list-style-type: none">■窒素(N2)消火設備■ハロン1301消火設備■二酸化炭素消火設備■FK-5-1-12消火設備■HFC-23消火設備■HFC-227ea消火設備



点検の留意事項
設置本数が多い施設では、設置後15年を目安に製造年の古いものから順次点検し、期間内に全数の点検を完了するようにしてください。

⚠ 安全にお使いいただくために ご使用の前に取扱説明書をよくお読みの上、正しくお使いください。

本資料の内容は製品改良などのために変更することがありますのでご了承ください。
このカタログの内容は2024年8月現在のものです。

お問い合わせはこちらまで



2024.08.EMA



ニッタン株式会社

〒151-8535 東京都渋谷区笹塚1-54-5
TEL 03-5333-8601(代表)

<https://www.nittan.com/>

